

軽減税率制度に対応した申告書の作成手順1（一般用）
〔課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合〕

【課税期間】平成31年1月1日～令和元年12月31日 (単位：円)

	税率 6.3%適用分	税率 6.24%適用分	税率 7.8%適用分	合計金額
課税売上高 (税込み)	302,500,000	67,960,000	45,100,000	415,560,000
免税売上高	—	—	—	11,000,000
非課税売上高	—	—	—	7,000,000
売上対価の返還等 の金額 (税込み)	10,684,000	1,507,040	1,578,500	13,769,540
課税仕入れの金額 (税込み)	201,680,000	40,076,000	31,570,000	273,326,000
仕入対価の返還等 の金額 (課税仕入れに係 るもの (税込み))	—	7,850,000	5,900,000	13,750,000
貸倒処理した金額 (税込み)	1,430,000	—	—	1,430,000

- (参考) 1 中間納付消費税額 6,300,000円
2 中間納付地方消費税額 1,700,000円
3 基準期間の課税売上高 350,000,000円 (税抜き)

I 付表1-1・1-2の作成 (その1)

この項においては、主に、税率の異なるごとに区分した課税標準である金額の合計額から消費税額を計算します。

なお、設例においては、税率引上げ前(令和元年10月)の税率の適用があるため、全項において付表1-2・2-2の作成が必要となります。

1 付表1-2の①～②欄の記載

税率引上げ前の税率適用分について計算します。

- (1) 「課税資産の譲渡等の対価の額①-1」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$302,500,000 \times 100/108 = \underline{280,092,592}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額を基に課税資産の譲渡等の対価の額及び課税標準額を計算します。付表1-1の同欄も同様です。

- (2) 「課税標準額①」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$302,500,000 \times 100/108 = \underline{280,092,000} \text{ (千円未満切捨て)}$$

- (3) 「消費税額②」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$280,092,000 \times 6.3\% = \underline{17,645,796}$$

2 付表 1-1 の①～②欄の記載

設例の場合は付表 1-2 の①～②欄の旧税率分小計 X を付表 1-1 に転記した上で、税率引上げ後の税率適用分について計算します。

- (1) 「課税資産の譲渡等の対価の額①-1」欄

税率 6.24%適用分 D

$$67,960,000 \times 100/108 = \underline{62,925,925}$$

税率 7.8%適用分 E

$$45,100,000 \times 100/110 = \underline{41,000,000}$$

合計 F

$$280,092,592 + 62,925,925 + 41,000,000 = \underline{384,018,517}$$

- (2) 「課税標準額①」欄

税率 6.24%適用分 D

$$67,960,000 \times 100/108 = \underline{62,925,000} \text{ (千円未満切捨て)}$$

税率 7.8%適用分 E

$$45,100,000 \times 100/110 = \underline{41,000,000} \text{ (千円未満切捨て)}$$

合計 F

$$280,092,000 + 62,925,000 + 41,000,000 = \underline{384,017,000}$$

- (3) 「消費税額②」欄

税率 6.24%適用分 D

$$62,925,000 \times 6.24\% = \underline{3,926,520}$$

税率 7.8%適用分 E

$$41,000,000 \times 7.8\% = \underline{3,198,000}$$

合計 F

$$17,645,796 + 3,926,520 + 3,198,000 = \underline{24,770,316}$$

II 付表2-1・2-2の作成

この項においては、主に、課税売上割合・控除対象仕入税額を計算します。

1 付表2-2の①欄の記載

税率引上げ前の税率適用分の課税売上額を計算します。

「課税売上額（税抜き）①」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$302,500,000 \times 100/108 - 10,684,000 \times 100/108 = \underline{270,200,000}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額に $\frac{100}{108}$ を乗じた金額が①C及びX欄の金額となります。

2 付表2-1の①～⑧欄の記載

付表2-2の①欄の旧税率分小計Xを付表2-1に転記した上で、課税売上割合を計算します。

(1) 「課税売上額（税抜き）①」欄

税率 6.24%適用分 D

$$67,960,000 \times 100/108 - 1,507,040 \times 100/108 = \underline{61,530,518}$$

税率 7.8%適用分 E

$$45,100,000 \times 100/110 - 1,578,500 \times 100/110 = \underline{39,565,000}$$

合計 F

$$270,200,000 + 61,530,518 + 39,565,000 = \underline{371,295,518}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額に $\frac{100}{108}$ 又は $\frac{100}{110}$ を乗じた金額が①D又はE欄の金額となります。

(2) 「免税売上額②」欄

$$\underline{11,000,000}$$

(3) 「課税資産の譲渡等の対価の額④F」欄

$$371,295,518 + 11,000,000 = \underline{382,295,518}$$

(4) 「課税資産の譲渡等の対価の額⑤F」欄

④F欄から転記

(5) 「非課税売上額⑥」欄

$$\underline{7,000,000}$$

(6) 「資産の譲渡等の対価の額⑦F」欄

$$382,295,518 + 7,000,000 = \underline{389,295,518}$$

(7) 「課税売上割合⑧F」欄

$$382,295,518 / 389,295,518 = 98.201\cdots\% \rightarrow \underline{98\%}$$

(98.201…% ≥ 95% ⇒ 全額控除可)

3 付表2-2の④～⑬欄の記載

付表2-1の④、⑦及び⑧欄の合計Fを付表2-2の旧税率分小計Xに転記した上で、税率引上げ前の税率適用分の控除対象仕入税額を計算します。

- (1) 「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑨」欄

税率 6.3%適用分C、旧税率分小計X

201,680,000

- (2) 「課税仕入れに係る消費税額⑩」欄

税率 6.3%適用分C、旧税率分小計X

$201,680,000 \times 6.3/108 = \underline{11,764,666}$

- (3) 「課税仕入れ等の税額の合計額⑮」欄

設例の場合は⑩C及びX欄と同じ

- (4) 「課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合⑯」欄

設例の場合は課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上（Ⅱ2(7)参照）のため⑮C及びX欄と同じ

- (5) 「控除対象仕入税額⑲」欄

設例の場合は⑯C及びX欄と同じ

4 付表2-1の⑨～⑲欄の記載

設例の場合は付表2-2の⑨～⑲欄の旧税率分小計Xを付表2-1に転記した上で、税率引上げ後の税率適用分について計算します。

- (1) 「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑨」欄

税率 6.24%適用分D

$40,076,000 - 7,850,000 = \underline{32,226,000}$

税率 7.8%適用分E

$31,570,000 - 5,900,000 = \underline{25,670,000}$

合計F

$201,680,000 + 32,226,000 + 25,670,000 = \underline{259,576,000}$

(注) 課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入金額から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額（税込み）を記載します。

- (2) 「課税仕入れに係る消費税額⑩」欄

税率 6.24%適用分D

$40,076,000 \times 6.24/108 - 7,850,000 \times 6.24/108 = \underline{1,861,947}$

税率 7.8%適用分E

$31,570,000 \times 7.8/110 - 5,900,000 \times 7.8/110 = \underline{1,820,236}$

合計F

$11,764,666 + 1,861,947 + 1,820,236 = \underline{15,446,849}$

- (3) 「課税仕入れ等の税額の合計額⑮」欄

税率 6.24%適用分 D、税率 7.8%適用分 E

設例の場合は⑩ D 及び E 欄と同じ

合計 F

$$11,764,666 + 1,861,947 + 1,820,236 = \underline{15,446,849}$$

- (4) 「課税売上高が 5 億円以下、かつ、課税売上割合が 95% 以上の場合⑯」欄

税率 6.24%適用分 D、税率 7.8%適用分 E

設例の場合は課税売上高が 5 億円以下、かつ、課税売上割合が 95% 以上 (Ⅱ 2(7)参照)のため⑮ D 及び E 欄と同じ

合計 F

$$11,764,666 + 1,861,947 + 1,820,236 = \underline{15,446,849}$$

- (5) 「控除対象仕入税額⑳」欄

税率 6.24%適用分 D、税率 7.8%適用分 E

設例の場合は⑯ D 及び E 欄と同じ

合計 F

$$11,764,666 + 1,861,947 + 1,820,236 = \underline{15,446,849}$$

Ⅲ 付表 1-1・1-2 の作成 (その 2)

この項においては、上記 I・II の計算結果から消費税額及び地方消費税額を計算します。

1 付表 1-2 の④~⑮欄の記載

税率引上げ前の税率適用分について計算します。

- (1) 「控除対象仕入税額④」欄

税率 6.3%適用分 C

付表 2-2 の㉓ C 欄から転記

旧税率分小計 X

$$\underline{11,764,666}$$

- (2) 「売上げの返還等対価に係る税額⑤-1」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$10,684,000 \times 6.3/108 = \underline{623,233}$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、⑤-1 及び⑤欄に記載する必要はありません。付表 1-1 の同欄も同様です。

- (3) 「返還等対価に係る税額⑤」欄

設例の場合は⑤-1 C 及び X 欄と同じ

- (4) 「貸倒れに係る税額⑥」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$1,430,000 \times 6.3/108 = \underline{83,416}$$

- (5) 「控除税額小計⑦」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$11,764,666 + 623,233 + 83,416 = \underline{12,471,315}$$

- (6) 「差引税額⑨」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$17,645,796 - 12,471,315 = \underline{5,174,481}$$

- (7) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑫」欄

税率 6.3%適用分 C

⑨ C欄から転記

旧税率分小計 X

$$\underline{5,174,481}$$

- (8) 「合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額⑬」欄

設例の場合は⑫ C 及び X 欄と同じ

- (9) 「譲渡割額・納税額⑮」欄

税率 6.3%適用分 C、旧税率分小計 X

$$5,174,481 \times 17/63 = \underline{1,396,288}$$

2 付表 1-1 の④～⑯欄の記載

設例の場合は付表 1-2 の④～⑮欄の旧税率分小計 X を付表 1-1 に転記した上で、税率引上げ後の税率適用分について計算します。

- (1) 「控除対象仕入税額④」欄

税率 6.24%適用分 D、税率 7.8%適用分 E

付表 2-1 の⑲ D 及び E 欄から転記

合計 F

$$11,764,666 + 1,861,947 + 1,820,236 = \underline{15,446,849}$$

- (2) 「売上げの返還等対価に係る税額⑤-1」欄

税率 6.24%適用分 D

$$1,507,040 \times 6.24/108 = \underline{87,073}$$

税率 7.8%適用分 E

$$1,578,500 \times 7.8/110 = \underline{111,929}$$

合計 F

$$623,233 + 87,073 + 111,929 = \underline{822,235}$$

- (3) 「返還等対価に係る税額⑤」欄

税率 6.24%適用分 D、税率 7.8%適用分 E

設例の場合は⑤-1 D 及び E 欄と同じ

合計 F

$$623,233 + 87,073 + 111,929 = \underline{822,235}$$

- (4) 「貸倒れに係る税額⑥」欄

合計 F

$$83,416 + 0 + 0 = \underline{83,416}$$

- (5) 「控除税額小計⑦」欄

税率 6.24%適用分 D

$$1,861,947 + 87,073 = \underline{1,949,020}$$

税率 7.8%適用分 E

$$1,820,236 + 111,929 = \underline{1,932,165}$$

合計 F

$$12,471,315 + 1,949,020 + 1,932,165 = \underline{16,352,500}$$

- (6) 「差引税額⑨」欄

税率 6.24%適用分 D

$$3,926,520 - 1,949,020 = \underline{1,977,500}$$

税率 7.8%適用分 E

$$3,198,000 - 1,932,165 = \underline{1,265,835}$$

合計 F

$$5,174,481 + 1,977,500 + 1,265,835 = \underline{8,417,816}$$

- (7) 「合計差引税額⑩」欄

$$8,417,816 - 0 = \underline{8,417,816}$$

- (8) 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑫」欄

税率 7.8%適用分 E

$$1,977,500 + 1,265,835 = \underline{3,243,335}$$

合計 F

$$5,174,481 + 3,243,335 = \underline{8,417,816}$$

- (9) 「合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額⑬」欄

税率 7.8%適用分 E

設例の場合は⑫ E 欄と同じ

合計 F

$$5,174,481 + 3,243,335 = \underline{8,417,816}$$

(10) 「譲渡割額・納税額⑮」欄

税率 7.8%適用分 E

$$3,243,335 \times 22/78 = \underline{914,786}$$

合計 F

$$1,396,288 + 914,786 = \underline{2,311,074}$$

(11) 「合計差引譲渡割額⑯」欄

$$2,311,074 - 0 = \underline{2,311,074}$$

IV 申告書第一表・第二表の記載

次のとおり転記及び計算します。

第一表	転記元等	第二表	転記元等
①	申告書 第二表 ①	①	付 表 1-1 ① F
②	申告書 第二表 ⑪	②	付 表 1-2 ①-1 A
③	付 表 1-1 ③ F	③	付 表 1-2 ①-1 B
④	付 表 1-1 ④ F	④	付 表 1-2 ①-1 C
⑤	申告書 第二表 ⑰	⑤	付 表 1-1 ①-1 D
⑥	付 表 1-1 ⑥ F	⑥	付 表 1-1 ①-1 E
⑦	付 表 1-1 ⑦ F	⑦	付 表 1-1 ①-1 F
⑧	付 表 1-1 ⑩ F (マイナスの場合に記載)	⑧	付 表 1-2 ①-2 C
⑨	付 表 1-1 ⑩ F (プラスの場合に記載)	⑨	付 表 1-1 ①-2 E
⑩	中間納付税額	⑩	付 表 1-1 ①-2 F
⑪	申告書 第一表 ⑨-⑩ (⑨>⑩の場合に記載)	⑪	付 表 1-1 ② F
⑫	申告書 第一表 ⑩-⑨ (⑩>⑨の場合に記載)	⑫	付 表 1-2 ② A
⑬	修正申告の場合に記載	⑬	付 表 1-2 ② B
⑭		⑭	付 表 1-2 ② C
⑮	付 表 2-1 ④ F	⑮	付 表 1-1 ② D
⑯	付 表 2-1 ⑦ F	⑯	付 表 1-1 ② E
⑰	付 表 1-1 ⑬ F (マイナスの場合に記載)	⑰	付 表 1-1 ⑤ F
⑱	付 表 1-1 ⑬ F (プラスの場合に記載)	⑱	付 表 1-1 ⑤-1 F
⑲	付 表 1-1 ⑯ F (マイナスの場合に記載)	⑲	付 表 1-1 ⑤-2 F
⑳	付 表 1-1 ⑯ F (プラスの場合に記載)	⑳	付 表 1-1 ⑬ F
㉑	中間納付譲渡割額	㉑	付 表 1-2 ⑬ B
㉒	申告書 第一表 ㉑-㉒ (㉑>㉒の場合に記載)	㉒	付 表 1-2 ⑬ C
㉓	申告書 第一表 ㉒-㉑ (㉒>㉑の場合に記載)	㉓	付 表 1-1 ⑬ E
㉔	修正申告の場合に記載		
㉕			
㉖	申告書 第一表 (⑪+㉒) - (⑧+⑫+⑱+㉓)		

第3-(1)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地 (フリガナ) 名称 又は屋号	(電話番号 - -)
個人番号 又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	(印)

一連番号	送付不要 <input type="checkbox"/>
※ 所管 要否 整理番号	
申告年月日	令和 年 月 日
申告区分	指導等 庁指定 局指定
通信日付印	確認印
個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他 ()	身元確認
指導年月日	相談 区分1 区分2 区分3

第一表 令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

自 平成 31 年 1 月 1 日
至 令和 1 年 1 月 31 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百十万千百十一円										
課税標準額	①	3	8	4	0	1	7	0	0	0		
消費税額	②	2	4	7	7	0	3	1	6			
控除過大調整税額	③											
控除税額	控除対象仕入税額	④	1	5	4	4	6	8	4	9		
	返還等対価に係る税額	⑤				8	2	2	2	3	5	
	貸倒れに係る税額	⑥					8	3	4	1	6	
	控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	1	6	3	5	2	5	0	0		
控除不足還付税額(⑦-②)	⑧											
差引税額(②+③-⑦)	⑨				8	4	1	7	8	0	0	
中間納付税額	⑩				6	3	0	0	0	0	0	
納付税額(⑩-⑨)	⑪				2	1	1	7	8	0	0	
中間納付還付税額(⑩-⑪)	⑫									0	0	
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬										
	差引納付税額	⑭								0	0	
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	3	8	2	2	9	5	5	1	8	
	課税資産の譲渡等の対価の額	⑯	3	8	9	2	9	5	5	1	8	
この申告書による地方消費税の税額の計算												
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰										
	差引税額	⑱				8	4	1	7	8	0	0
課税割額	還付額	⑲										
	納税額	⑳				2	3	1	1	0	0	0
中間納付譲渡割額	㉑				1	7	0	0	0	0	0	
納付譲渡割額(㉑-㉒)	㉒				6	1	1	0	0	0	0	
中間納付還付譲渡割額(㉑-㉒)	㉓									0	0	
この申告書が修正申告である場合	既確定割額	㉔										
	差引納付譲渡割額	㉕								0	0	
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖				2	7	2	8	8	0	0	

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	34
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	35
参考事項	控除税額の方法	<input type="checkbox"/>	個別対応式	<input checked="" type="checkbox"/>	一括方式	41
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	上記以外	<input checked="" type="checkbox"/>	全額控除	
課税標準額	基準期間の課税売上高	350,000 千円				
支払を金融機関等	銀行 本店・支店	銀 行 本店・支店				
	金庫・組合 出張所	金庫・組合 出張所				
	農協・漁協 本所・支所	農協・漁協 本所・支所				
	預金口座番号	預金口座番号				
ゆうちょ銀行の貯金記号番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号					
郵便局名等	郵便局名等					
※税務署整理欄						
税理士署名押印	(電話番号 - -)	(電話番号 - -)				
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

㉖=(㉑+㉒)-(㉓+㉔+㉕)・修正申告の場合㉖=㉑+㉕
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

整理番号	<input type="text"/>
------	----------------------

課税標準額等の内訳書

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名称又は屋号	
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名	

改正法附則による税額の特例計算		
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38② 52
小売等軽減売上割合	<input type="checkbox"/>	附則39① 53

第二表 令和元年十月一日以後終了課税期間分

自 平成 3 1 年 1 1 月 1 1 日	課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書	中間申告の場合の	自 平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
至 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		対象期間	至 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円
※申告書(第一表)の①欄へ		<input type="text"/> 3 8 4 0 1 7 0 0 0 0 0 0 0 1

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②	<input type="text"/>	02
	4 % 適用分	③	<input type="text"/>	03
	6.3 % 適用分	④	<input type="text"/> 2 8 0 0 9 2 5 9 2	04
	6.24 % 適用分	⑤	<input type="text"/> 6 2 9 2 5 9 2 5	05
	7.8 % 適用分	⑥	<input type="text"/> 4 1 0 0 0 0 0 0	06
		⑦	<input type="text"/> 3 8 4 0 1 8 5 1 7	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額(注1)	6.3 % 適用分	⑧	<input type="text"/>	11
	7.8 % 適用分	⑨	<input type="text"/>	12
		⑩	<input type="text"/>	13

消費税額	⑪	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円		
※申告書(第一表)の②欄へ		<input type="text"/> 2 4 7 7 0 3 1 6		
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫	<input type="text"/>	22
	4 % 適用分	⑬	<input type="text"/>	23
	6.3 % 適用分	⑭	<input type="text"/> 1 7 6 4 5 7 9 6	24
	6.24 % 適用分	⑮	<input type="text"/> 3 9 2 6 5 2 0	25
	7.8 % 適用分	⑯	<input type="text"/> 3 1 9 8 0 0 0	26

返還等対価に係る税額	⑰	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円		
※申告書(第一表)の⑤欄へ		<input type="text"/> 8 2 2 2 3 5		
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	<input type="text"/> 8 2 2 2 3 5	32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲	<input type="text"/>	33

地方消費税の課税標準となる消費税額(注2)		⑳	<input type="text"/> 8 4 1 7 8 1 6	41
	4 % 適用分	㉑	<input type="text"/>	42
	6.3 % 適用分	㉒	<input type="text"/> 5 1 7 4 4 8 1	43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	<input type="text"/> 3 2 4 3 3 3 5	44

(注1) ⑧～⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) ㉑～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称	
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額	① (付表1-2の①X欄の金額) 円 280,092 000	円 62,925 000	円 41,000 000	円 384,017 000
① 課税資産の譲渡等の対価の額	① (付表1-2の①-1X欄の金額) 280,092,592	※第二表の⑤欄へ 62,925,925	※第二表の⑥欄へ 41,000,000	※第二表の⑦欄へ 384,018,517
① 特定課税仕入れに係る支払対価の額	① (付表1-2の①-2X欄の金額) /	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 /	※第二表の⑨欄へ /	※第二表の⑩欄へ /
消費税額	② (付表1-2の②X欄の金額) 17,645,796	※第二表の⑬欄へ 3,926,520	※第二表の⑭欄へ 3,198,000	※第二表の⑮欄へ 24,770,316
控除過大調整税額	③ (付表1-2の③X欄の金額) /	(付表2-1の②・③D欄の合計金額) /	(付表2-1の②・③E欄の合計金額) /	※第一表の③欄へ /
控除税額	控除対象仕入税額 ④ (付表1-2の④X欄の金額) 11,764,666	(付表2-1の②D欄の金額) 1,861,947	(付表2-1の②E欄の金額) 1,820,236	※第一表の④欄へ 15,446,849
	返還等対価に係る税額 ⑤ (付表1-2の⑤X欄の金額) 623,233	87,073	111,929	※第二表の⑰欄へ 822,235
	⑤ 売上げの返還等の対価に係る税額 ⑤-1 (付表1-2の⑤-1X欄の金額) 623,233	87,073	111,929	※第二表の⑱欄へ 822,235
	⑤-2 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 ⑤-2 (付表1-2の⑤-2X欄の金額) /	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 /	/	※第二表の⑲欄へ /
	貸倒れに係る税額 ⑥ (付表1-2の⑥X欄の金額) 83,416	/	/	※第一表の⑥欄へ 83,416
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦ (付表1-2の⑦X欄の金額) 12,471,315	1,949,020	1,932,165	※第一表の⑦欄へ 16,352,500
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧ (付表1-2の⑧X欄の金額) /	※①E欄へ /	※①E欄へ /	/	
差引税額 (②+③-⑦) ⑨ (付表1-2の⑨X欄の金額) 5,174,481	※②E欄へ 1,977,500	※②E欄へ 1,265,835	8,417,816	
合計差引税額 (⑨-⑧) ⑩ /	/	/	※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑩欄へ 8,417,816	
地方消費税の課税標準額	控除不足還付税額 ⑪ (付表1-2の⑪X欄の金額) /	/	(⑧D欄と⑧E欄の合計金額) /	/
	差引税額 ⑫ (付表1-2の⑫X欄の金額) 5,174,481	/	(⑨D欄と⑨E欄の合計金額) 3,243,335	8,417,816
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪) ⑬ (付表1-2の⑬X欄の金額) 5,174,481	/	※第二表の⑳欄へ /	※第二表の㉑欄へ 3,243,335	※マイナスの場合は第一表の⑬欄へ ※プラスの場合は第一表の⑬欄へ ※第二表の㉒欄へ 8,417,816
譲渡割額	還付額 ⑭ (付表1-2の⑭X欄の金額) /	/	(⑪E欄×22/78) /	/
	納税額 ⑮ (付表1-2の⑮X欄の金額) 1,396,288	/	(⑫E欄×22/78) 914,786	2,311,074
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭) ⑯ /	/	/	※マイナスの場合は第一表の⑯欄へ ※プラスの場合は第一表の⑯欄へ 2,311,074	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

一般

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称			
区分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	
課税標準額	①	円 000	円 000	円 280,092 000	円 280,092 000 ※付表1-1の①X欄へ	
①課税資産の譲渡等の対価の額の	①	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ	※付表1-1の①-1X欄へ	
	1			280,092,592	280,092,592	
内 特定課税仕入れに係る支払対価の額の	①	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑧欄へ	※付表1-1の①-2X欄へ	
	2					
消費税額	②	※第二表の⑫欄へ	※第二表の⑬欄へ	※第二表の⑭欄へ	※付表1-1の②X欄へ	
控除過大調整税額	③	(付表2-2の⑳・㉔A欄の合計金額)	(付表2-2の⑳・㉔B欄の合計金額)	(付表2-2の⑳・㉔C欄の合計金額)	※付表1-1の③X欄へ	
控除税額	控除対象仕入税額	④	(付表2-2の㉔A欄の金額)	(付表2-2の㉔B欄の金額)	(付表2-2の㉔C欄の金額)	※付表1-1の④X欄へ
	返還等対価に係る税額	⑤				※付表1-1の⑤X欄へ
	⑤ 売上げの返還等の対価に係る税額	⑤				※付表1-1の⑤-1X欄へ
	1					
	⑤ 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑤	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表1-1の⑤-2X欄へ
	2					
貸倒れに係る税額	⑥			83,416	※付表1-1の⑥X欄へ	
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦			12,471,315	※付表1-1の⑦X欄へ	
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		※①B欄へ	※①C欄へ	※付表1-1の⑧X欄へ	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨		※②B欄へ	※②C欄へ	※付表1-1の⑨X欄へ	
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩			5,174,481	5,174,481	
地方と消費税率の異なる消費税率の課税標準額	控除不足還付税額	⑪	(⑧B欄の金額)	(⑧C欄の金額)	※付表1-1の⑪X欄へ	
	差引税額	⑫	(⑨B欄の金額)	(⑨C欄の金額)	※付表1-1の⑫X欄へ	
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	⑬		※第二表の⑳欄へ	※第二表の㉑欄へ	※付表1-1の⑬X欄へ	
譲渡割額	還付額	⑭	(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表1-1の⑭X欄へ	
	納税額	⑮	(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表1-1の⑮X欄へ	
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)	⑯			1,396,288	1,396,288	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称			
項目		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 (X+D+E)	
課税売上額(税抜き)	①	270,200,000	61,530,518	39,565,000	371,295,518	
免税売上額	②				11,000,000	
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③					
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				382,295,518	
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				382,295,518	
非課税売上額	⑥				7,000,000	
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				389,295,518	
課税売上割合(④/⑦)	⑧				[98%]	
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	201,680,000	32,226,000	25,670,000	259,576,000	
課税仕入れに係る消費税額	⑩	11,764,666	1,861,947	1,820,236	15,446,849	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪					
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫					
課税貨物に係る消費税額	⑬					
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑭					
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮	11,764,666	1,861,947	1,820,236	15,446,849	
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額)	⑯	11,764,666	1,861,947	1,820,236	15,446,849	
課税売上高が5億円超かつ割合が50%以上の場合	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰				
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	⑱				
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 〔⑰+(⑱×④/⑦)〕	⑲				
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑱×④/⑦)	⑳				
控除調整額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑				
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒				
差引	控除対象仕入税額 〔(⑯、⑲又は⑳)の金額±㉑±㉒〕がプラスの時	㉓	11,764,666	1,861,947	1,820,236	15,446,849
	控除過大調整税額 〔(⑯、⑲又は⑳)の金額±㉑±㉒〕がマイナスの時	㉔				
貸倒回収に係る消費税額	㉕					

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。
 3 ⑨及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
 (経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)

一般

課税期間		平成31・1・1～令和元・12・31	氏名又は名称		
項目		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
課税売上額(税抜き)	①			270,200,000	270,200,000
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				382,295,518
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				389,295,518
課税売上割合(④/⑦)	⑧				[98 %] ※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨			201,680,000	201,680,000
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×3/103)	(⑨B欄×4/105)	11,764,666	11,764,666
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑪及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			(⑪C欄×6.3/100)	
課税貨物に係る消費税額	⑬				
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑭				
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮			11,764,666	11,764,666
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額)	⑯			11,764,666	11,764,666
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの				
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの				
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額〔⑰+(⑱×④/⑦)〕				
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰×④/⑦)				
控除調整	⑲				
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	⑳				
控除対象仕入税額	㉑	※付表1-2の④A欄へ	※付表1-2の④B欄へ	11,764,666	11,764,666
控除過大調整税額	㉒	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ		
貸倒回収に係る消費税額	㉓	※付表1-2の③A欄へ	※付表1-2の③B欄へ		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-1を作成する。
 3 ④、⑦及び⑧のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。
 4 ⑨及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
 (R1.10.1以後終了課税期間用)